

福祉文教委員会会議録

令和8年3月9日(月)
(開 会) 10:00
(閉 会) 13:16

【 案 件 】

1. 議案第33号 令和8年度 飯塚市介護保険特別会計予算
2. 議案第50号 飯塚市適応指導教室条例の一部を改正する条例
3. 議案第51号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
4. 議案第52号 飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例
5. 議案第53号 飯塚市文化財保護条例の一部を改正する条例
6. 議案第54号 嘉穂劇場条例
7. 議案第55号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例
8. 議案第56号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
9. 議案第57号 飯塚市筑穂トレーニングルーム条例

【 報告事項 】

1. 飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について (介護保険課)
2. 生活保護基準訴訟の最高裁判所判決を踏まえた国の対応について (生活支援課)
3. 飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について (学校教育課)

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

「議案第33号 令和8年度 飯塚市介護保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明及びさきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○介護保険課長

「議案第33号 令和8年度 飯塚市介護保険特別会計予算」につきまして、補足説明をいたします。本予算は、令和6年度から令和8年度までの「第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の最終年度の予算となります。

予算書の303ページをお願いします。第1条第1項で、予算の総額を歳入歳出それぞれ158億5571万2千円と定めるものでございます。

306ページをお願いします。令和8年度は前年度と比較しますと、4億980万9千円の増となっております。主な要因は、保険給付費が3億8608万8千円、総務費が3733万7千円増加したことによるものです。

予算の主な概要につきましては、当初予算資料の方で説明させていただきます。まず、歳入の主な項目について、当初予算資料の59ページをお願いします。保険料、介護保険料につきましては、第1号被保険者数を、特別徴収対象者3万4912人、普通徴収対象者4811人、計3万9723人と推計し、前年度に比べ4381万5千円の増で30億1712万5千円としております。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金の一般会計繰入金につきましては、歳出の保険給付費等に応じて、それぞれの財源負担割合で計上しております。

次に、基金繰入金の介護保険給付費等準備基金繰入金につきましては、財源調整のため、8908万7千円を準備基金から繰り入れるものであります。

続きまして、歳出の主な項目について説明させていただきます。60ページをお願いします。一般管理費、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業費の512万1千円は、令和

9年度から11年度までの次期（第10期）計画策定に要する費用でございます。昨年度から引き続き、地域支援事業費の計画策定費用53万4千円と合わせて565万5千円を計上しております。

認定調査等費の8057万4千円につきましては、主治医意見書等作成手数料、認定調査委託料及び認定審査支援システム更新委託料等に係る経費で、前年度に比べ2767万3千円の増となっております。

次の保険給付費では、全体で前年度に比べ3億8608万8千円の増となっております。この保険給付費の増額につきましては、平均利用件数が増加傾向にある通所介護や短期入所生活介護などの居宅介護サービス給付費が増加見込みであることが主な要因でございます。

61ページをお願いします。地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費の6億6227万1千円につきましては、主に総合事業の介護予防・生活支援サービス等に対する事業費で、前年度に比べ3299万8千円の増となっております。通所型予防サービス事業費の利用件数が増加傾向にあることなどが主な要因でございます。

次に、一般介護予防事業費2232万3千円につきましては、認知症予防教室事業、高齢者筋力アップ教室事業及び健幸フレイル予防事業をはじめとする、各種介護予防事業の実施に要する経費を計上しております。前年度に比べ543万2千円の減となっております。

62ページをお願いします。包括的支援事業・任意事業費として、1億335万4千円を計上しております。前年度に比べ4214万4千円の減となっており、主に配食サービス事業費予算の組替えによる減でございます。

最後に、基金積立金でございますが、基金運用による預金利子および運用収入の積立金1359万8千円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、「議案第33号 令和8年度 飯塚市介護保険特別会計予算」についての補足説明を終わります。

併せて、3月5日、本会議での本議案の議案質疑の中で審査要望として、「年度途中でも補正予算の提出、条例改正により、介護保険料の大幅引下げができないのか。やるべきではないか。」という質疑がありましたので、回答いたします。

資料をご覧ください。介護保険法第117条第12項に規定がございますので、事業計画の変更の可否で言えば、可能ではあります。しかしながら、幾度となく本議会の中でも答弁させていただいておりますとおり、介護保険制度は3年を1期とするサイクルで財政収支を見通し事業の運営を行っております。計画変更について規定された同法第117条第1項にもその規定がございます。同様に同法第129条にも、保険料について「おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」と規定されております。

保険給付の円滑な実施のため、3年を1期として保険料を設定しており、これらのことを踏まえて、基金の増加によって計画期間中に保険料の引下げを行うことは考えておりません。

仮に、介護保険料の減額の設定を検討する場合、積み上がった基金を差し引いて介護保険料を算定するものではなく、同法第117条第2項に規定された事項を見直し、市町村介護保険事業計画に定める必要があります。そこから介護保険給付費（標準給付見込み額と地域支援事業費の合計）及び保険料収納必要額を算定し、第1号被保険者保険料基準額の設定となります。その間に必要に応じて、これらの内容を高齢社会対策推進協議会で審議していただき、答申後に条例改正、補正予算の各議案を提出することとなります。

制度の考え方から鑑み、計画期間中の変更ではなく、積上がった基金につきましては、先般の一般質問で答弁させていただいたように、次期（第10期）の介護保険料の策定の中で、活用していきたいと考えております。

以上、審査要望に対する回答を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第33号 令和8年度 飯塚市介護保険特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第50号 飯塚市適応指導教室条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明及びさきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○学校教育課長

「議案第50号 飯塚市適応指導教室条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。議案書70ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、「飯塚市適応指導教室」の名称を「飯塚市教育支援センター」に改めるとともに、「飯塚市第2教育支援センター」を新たに設置するものです。

改正の内容については、議案書71ページ、第1条において、まず、「飯塚市適応指導教室条例」の名称を「飯塚市教育支援センター条例」に改めます。これは、平成28年9月の文部科学省通知において、「不登校児童生徒への支援の在り方について」が示されて以降、不登校児童生徒に対する支援は、学校復帰を目指す従来の適応指導から、社会的自立を目指すことに移行しております。学校復帰や学校生活への順応を主たる目的とした適応指導のみではなく、個々の意思決定や社会的自立のための支援に取り組む教育施設であることを明確にするため、名称を改めるものです。

また、第1条、3行目の「自立を促し、もって」の文言を削除し、併せて、「登校拒否、又は不登校の児童生徒」の文言を「不登校状態又は不登校傾向にある児童生徒」に改めます。また、「社会生活への適応指導」の文言を「社会的自立のための支援」に改めます。

次に、条例第2条において、教育支援センターを新たに設置いたします。名称は飯塚市第2教育支援センター、位置は飯塚市吉原町6番1号、あいタウン2階のこども・若者プラザいづか内となります。

本市においても不登校児童生徒数が増加傾向となっていることから、児童生徒の居場所の拡充と児童生徒及び保護者の支援機能の充実を図るため、新たな教育支援センターを設置するものです。

また、現行条例第3条第1号の「不登校児及び不登校傾向児」の文言を「不登校児童生徒」に改めます。併せて、実施する事業のうち「適応指導」の文言を「社会的自立のための支援」に改めます。

最後に附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ではございますが、「議案第50号」についての補足説明を終わります。

併せて、3月5日、本議案での議案質疑の中で審査要望として、「総合教育会議でのオアシスと適応指導教室の統合の決定と適応指導教室の名称変更に至る事実経過及び教訓について審査してほしい」との質疑がございましたので答弁させていただきます。

まず、事実経過についてですが、オアシスと適応指導教室の統合と適応指導教室の名称変更の2点について時系列でご説明いたします。

令和4年1月31日に開催された、令和3年度第1回総合教育会議における「不登校児童の学びの保障について」の協議において、片峯前市長が「オアシスの主催者から、通所しているこどもたちの居場所の継続について相談があったため、飯塚市適応指導教室と融合させ運営していくのがいいのではないか」と発言されました。

この件に関して、令和4年6月22日の福祉文教委員会において、川上委員より所管事務調査が行われ、市長発言の趣旨について質問があり、前市長は「オアシスがなくなり、通所している子どもたちの直接的な行き場所がなくなるようなことがあってはならないが、どのような形が子どもたちを受け入れる正しい方向性なのか、運用の在り方も含めて検討したい」という趣旨で発言したと答弁されております。

また、同日、適応指導教室の名称変更についても、当時の武井教育長が「適応指導教室というのは言葉が古く、今は教育支援センターという言葉が国が推奨している」との答弁をされ、質問委員からは「適応指導教室については、名称だけでなく中身が大事だ」とのご意見がございました。

その後、令和6年12月9日の本会議において、川上議員より「オアシスとの統合についてどのようになっているか」、「適応指導教室の名前をいつまで使うつもりなのか」というご質問がありましたが、学校教育課長から「統合については慎重に検討する必要ある」と答弁し、名称の変更については「事業内容の拡充が必要となっており、事業内容と名称を併せて検討し、できるかぎり早急に変更したい」と答弁しております。

これら2点うち、オアシスとの統合については、教育委員会で協議検討した結果、オアシスは民間の施設であり、独自の方針で支援を行っていることから、適応指導教室との融合、または統合することは適切ではないとの結論に至っております。ただ、前市長が心配されていた、民間の支援施設が廃止等になった場合のこどもの居場所の確保や支援の継続をどうすべきかという点については、教育委員会として対応策の検討を進めることといたしました。

適応指導教室の名称変更については、教育委員会内で協議し、早期に変更することを決定しておりましたが、令和5年の国のCOCOLOプランの発出に伴い、「飯塚市不登校児童生徒支援ランドデザイン」を令和6年10月に策定し、その中で適応指導教室の機能の充実を図ることとしておりましたこともあり、その後の議会質問においても、支援拡充策の確定に合わせ名称を変更したいと答弁しておりました。第2教育支援センターの新設、また、学校における校内教育支援センターでの支援等、具体的な支援策が確定したことから、今回の議会での条例改正に至っております。

次に、この経緯を踏まえての教訓についてですが、支援策拡充の検討、確定を優先し、川上議員からご指摘がありましたように、「適応指導教室」の名称に抵抗感や忌避感を感じたり、通所をためらったりしていた可能性がある児童生徒や保護者への配慮が不足しておりました。本会議でも答弁いたしました。名称の変更については早急に対応すべきであったと考えております。

今後は、支援の対象は誰なのかを肝に銘じ、必要な対応を適切な時期に行ってまいります。

また、名称の変更にとどまらず、学校、地域、市民、関係機関と連携・協力し、多層的、総合的に支援ができる体制づくりを進めてまいります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第50号 飯塚市適応指導教室条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第51号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校教育課長

「議案第51号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明いたします。議案書73ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の改正により、福岡県公立学校職員（常勤講師）の給与の改定が行われることから、これを参考にして本市教育職員の給与を改定するものです。

改正の内容については、議案書74ページ、第10条第2項第2号の特殊勤務手当について、7千5百円から8千円へ増額しております。

また、第14条に第3項を追加し、学級担任へ月額3千円を加算いたします。併せて、義務教育等教員特別手当については、議案書75ページからの別表のとおり、各号級において700円から1500円引き下げたものに改定しております。

条例の施行期日は、令和8年4月1日から施行します。

以上、簡単ではございますが、「議案第51号」についての補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第51号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第52号 飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明及びさきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○文化課長

「議案第52号 飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。議案書83ページをお願いいたします。本案は、飯塚市文化会館につきまして、文化会館駐車場を含め、一体的・効率的な管理運営を図るために、関係規程を整備するものです。

議案書84ページ、「飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例」の新旧対照表をお願いいたします。第4条では、「文化会館の管理は指定管理者に行わせる」としていたものを、「指定管理者に行わせることができる」とし、教育委員会と指定管理者の読替規定を整理いたしました。

85ページをお願いいたします。第6条では、午後7時以降に会館の利用がない場合は、午後7時に閉館するように改正します。また、駐車場については、会館の休館日であります毎週月曜日（月曜日が休日の場合は翌平日）と12月29日から1月3日までの間については、入出庫ができないように、いわゆる休場日とするように改正するものでございます。

89ページをお願いいたします。第18条から第26条にかけては、駐車場に関する条項となっております。

94ページをお願いいたします。備考の第5項では、文化会館の利用者が物品販売をする場合は、加算使用料として5500円を徴収できるように規定するものです。

97ページをお願いいたします。附則の第1項では、施行期日を令和9年4月1日とし、また、第3項では、本条例の改正に伴う「飯塚市営駐車場条例」の一部改正をするものです。

以上が、「議案第52号 飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例」についての説明となります。

3月5日、本会議での本議案の議案質疑の中で、回答に誤りがありましたので、修正と説明

をさせていただきます。

まず、第6条で、午後7時以降に会館の利用がない場合は、午後7時に会館を閉館するように改正しますが、駐車場については、会館の休館日であります毎週月曜日（月曜日が休日の場合は翌平日）と12月29日から1月3日までの間については、入出庫ができないように、いわゆる休場日とするように改正するものです。なお、開館日において午後7時以降に会館の利用がない場合については、会館は閉館しますが、駐車場は午後10時まで入出庫が可能とし、これまでどおりの利用となります。発言を修正するとともに、お詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

併せて、本会議での本議案の議案質疑の中で、審査要望として「地域の共有財産として今以上に使えなくなると困るのではないか」ということと「地元商店街・自治会と意見交換はしたのか」という2点について質疑がありましたので、回答いたします。

まず、「地域の共有財産として今以上に使えなくなると困るのではないか」という点についてですが、文化会館駐車場は117台、隣接する立体駐車場が437台の収容台数があります。立体駐車場の年末年始や月曜日の利用状況ですが、令和5年度は年末年始が252台、1日平均42台、月曜日が51日で、6710台、1日平均132台、令和6年度は年末年始が209台、1日平均35台、月曜日が52日で、6074台、1日平均117台となっております。いずれの場合におきましても、立体駐車場の収容台数が437台ありますので、文化会館駐車場が利用できない場合でも、十分に空きがある立体駐車場に対応が可能であると考えております。

次に「地元商店街・自治会と意見交換はするのか」という点につきましても、先ほどと同様に隣接する立体駐車場の空きが十分あること、また、地下駐車場が休みの日でも地元商店街等からご要望等がございましたら、開場することは可能であり、指定管理者と柔軟に対応を検討していきたいと考えております。

以上、審査要望2点に対する回答を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中裕二委員

ちょっと確認でございますが、この駐車場は立体駐車場ではないんですね。

○文化課長

コスモスコモンの建物の中の地下駐車場のことになります。

○田中裕二委員

それで、料金が出ております。入出庫時間内の基本料金が1時間以内で200円、1時間超え4時間以内で310円といろいろ書かれておりますが、この料金は立体駐車場と同じ料金ということですか。これはいかがでしょうか。

○文化課長

立体駐車場と同料金、同体系になります。

○田中裕二委員

入出庫時間外の料金も書かれておりますが、これは入出庫時間外に入るとはどういうことなのか、ちょっと教えてください。

○文化課長

まず、立体駐車場は24時間営業となっております。地下駐車場のほうは8時から22時までが現状でございます。今、ご質問のあった件については、地下駐車場のほうは22時で閉まりますけれども、その前に入ってくる車というのは、入ることは可能なんですけれども、そのあと22時以降は一旦出ることができないという状況が生まれます。その状況のことを言っているものでございます。

○田中裕二委員

出ることができない車はいつ出れるようになるんですか。

○文化課長

翌営業日で、翌日の朝8時以降ということになります。

○田中裕二委員

立体駐車場は出れるんですよね。文化会館の駐車場は閉まったらもう出れないと。次の日の朝まで待たないかと。それまでに1時間ごとに100円の駐車場料金が発生するということですね。

○文化課長

そのとおりでございます。

○田中裕二委員

その欄の上に上限料金を書いてあります、1日につき1200円以内というふうに書かれておりますが、今のような入出庫時間外——、12時間以上はなりませんね——、1200円を超えるということはないということですね。

○文化課長

まず、入ったときのその日の利用料金が発生します。そして、そこでもう10時で閉まると、出れないという状況が生まれたときに、そこで1200円が発生します。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 10:33

再開 10:34

委員会を再開いたします。

○文化課長

まず、駐車場に入ります。その日の上限としては1200円が上限としては発生します。そしてその場合に、10時以降で車が出ていなかった場合でございますけれども、その際、翌日8時までその車は出られません。その閉鎖期間中の料金というのは合計1千円になります。そして、翌日8時から、そのあと何時間停めたかにもよりますけれども、その料金が発生します。そのときの上限が1200円ということになります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第52号 飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第53号 飯塚市文化財保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明及びさきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○文化課長

「議案第53号 飯塚市文化財保護条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。議案書98ページをお願いします。今回の条例改正は、提案理由に示しますとおり、登録有形文化財等のうち、文化財として価値を有する歴史的建造物について、現状変更の規制及び保存のための措置を講じる登録制度を導入し、その保存と活用を図るものとして提案するものです。

ここで、文化財の保護について説明をいたしますと、文化財保護には、国や地方自治体が指定して重点的に保護していく「指定制度」と、指定制度を補完していく制度として「登録制度」があります。具体的には、指定制度の範囲外に存在する文化財であるものの、地域の歴史や文化に寄与する貴重な文化財として保護していこうとするものが登録制度ですが、指定有形文化財ほど強力には保護されず、建造物の改修等を行う際には現行の建築基準法が適用されるものです。法に適合させた場合、文化財としての価値を損なう可能性があります。

しかし、今回制度化するこの「市特定歴史的建造物」に登録することで、登録有形文化財は建築基準法の適用除外対象となり得る建造物として位置づけられ、現在有している文化財の価値や歴史をできる限り残し、活用することが可能になります。

一方で、所有者が自由な改修等を行った場合も文化財としての価値を損ねる可能性があります。そのために文化財としての価値を損ねないよう現状変更を規制する制度としております。

以上のように、登録文化財等の文化財としての価値を有する歴史的建造物の保存と活用を図っていくため、本市において新たな制度を設けようとするものです。

詳細を新旧対照表で説明します。議案書99ページをお願いします。新たな制度として第7章に「市特定歴史的建造物」の登録を追加しております。

議案書100ページをお願いします。第48条では、特定歴史的建造物の登録について、第49条では登録の抹消について、第50条では特定歴史的建造物の現状変更の許可等について規定しております。

また、これら条文の追加によって条ずれを起こした項について、改正を行っております。

以上で「議案第53号」の補足説明を終わります。

併せて、3月5日、本会議での本議案の議案質疑の中で審査要望として「他の自治体での条例の制定状況等」につきましては、広島県府中市と神奈川県箱根町で同様の条例を制定していることを確認しております。また、先ほどもご説明いたしましたが、条例の制定により登録有形文化財の文化財としての価値を保護し、活用することが可能になっております。

簡単ではありますが、以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第53号 飯塚市文化財保護条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第54号 嘉穂劇場条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○文化課長

「議案第54号 嘉穂劇場条例」につきまして補足説明をいたします。議案書104ページをお願いいたします。嘉穂劇場につきましては、令和3年9月に前所有者より贈与を受け、その後、休館を続けておりましたが、令和8年10月に公の施設として設置、開場いたします。それに伴う必要事項を規定するため嘉穂劇場条例を制定しようとするものです。

条文の主な項目について説明いたします。第1条において設置目的を明記しております。

第4条で休館日等、第5条に開館時間等を定めており、休館日は火曜日、水曜日及び12月29日から翌年1月3日まで、開館時間は午前9時30分から午後5時までとしております。

第6条で入館料等を規定しております。入館料につきましては107ページに示しております別表第1に定めております。

第9条から第17条までは、嘉徳劇場を利用する際に必要な利用許可や禁止事項、使用料等について規定しております。使用料につきましては、第14条のとおり108ページに示しております別表第2に定めております。

第18条から第20条までは、その他必要な事項について規定しております。

なお、附則におきまして、この条例は令和8年10月1日から施行することとしております。以上、簡単ではございますが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○藤間委員

これは質疑というよりは、嘉徳劇場、ご関心が委員の皆さんも高いところだと思いますので、せっかくですので、スケジュールといいますか、耐震の状況ですとかいつ開ける予定ですとか、そこも補足でご説明いただいたほうが、ほか委員もいろいろ聞きやすいかなと思います。

○文化課長

まず、スケジュールでございますけれども、令和8年10月、日付はまだ工事等が終わっておりませんので、細かい日付についてはまだ決めておりません。今ちょうど解体工事を行っておりまして、これが9月末に終了いたします。その解体状況に合わせまして、10月のどこかの日にちで開館をいたしたいと思っております。

先ほどご質問のありました耐震の状況でございますけれども、今回の工事の中には耐震工事は含まれておりません。昨年、「嘉徳劇場施設改修・管理運営計画」を定めました。この中で、嘉徳劇場は3つの段階で整備をしていこうということにしております。第1段階が、見学ができるように、第2段階として、施設の貸出しができるように、第3段階として、多機能な利用ができるようにということで定めております。今回の改修におきましては、この第1段階、フェーズ1の整備を行ったところで、見学を中心とした施設の開場ということになります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石川委員

何点か質問させていただきます。これは条例策定に当たり、どのような点に留意されたのか、お尋ねします。

○文化課長

条例策定に当たりまして、まず先ほど言いました、今回の嘉徳劇場の会場に当たりましては、見学ができるように、見学をするということがまず第一だと考えております。その中で、ただ、いろいろな展示会であったりとか、そういった利用ができないかというところを検討いたしまして、使用料の項目を定めております。いろいろな条件はありますけれども、その辺をすることで、今後の利用の方向性について検討できるのではないかと考えております。

それともう一点が、料金を定めるに当たって、市内と市外の料金設定を行っております。嘉徳劇場の整備・維持については、費用が相当かかります。市外の方から多く来ていただいて、その分の負担をしていただきたいということで、今回、そういう料金設定をいたしました。その辺が特に注意をしたところでございます。

○石川委員

特に見学を重視されているということですが、この利用料の体系が見学を重視されているからってということで、こういうふうには3時間までとか、3時間を超えるっていう設定だけなんですか。コスモスコモンのほうを見ますと、時間区切りをたくさんに分けて料金体系が設定されていると思うんですけども、この料金体系にされた理由をお聞かせください。

○文化課長

先ほどから申しますように、まず利用に当たっては見学が主体でございます。ここが第1だ

と考えております。ただし、そういう使用方法もできるということで、今回、設定をいたしたところと、という考え方が、まず第1点なんですけれども、それと、3時間の設定でございましてけれども、先ほど申しました専用で使用する場合というのがどういう場合かということ想定したときに、基本的にはいろいろな展示会等々の利用を想定いたしております。これについては中で周遊ができるような形、そういった利用方法というのを一つ考えておりました。それともう一つが、短時間で講演会みたいな形ができないかと。そういった場合に、今、私どもが考えておりますのは、ある程度、1時間という目安を考えております。そのときに、1時間の利用に対して、前後の準備と後片づけをした場合に3時間というところを設定いたしまして、今回のような料金体系を設定したところと、

○石川委員

この利用料ですと、この条例が制定されるっていう理由が見学だけに特化されている。見学としての施設としているみたいな条例に見えるんですけども、条例制定のときっていうのは、見学をされるだけじゃなくって、未来、その先々、どのような使い方をするのかっていう条例を制定しないといけないのではないかなと思うんですけども、それに対しては、見学だけにとどめる、見学だけにとどめておいて、スケジュール感のところでは言われたことで、見学から貸出し、そして、多機能利用という形を取られるということでしたけども、多機能利用をされた場合のときに、このままの条例では難しいと思うんですけども、その場合、また条例を制定し直すということになるんでしょうか。

○文化課長

先ほど申しました嘉徳劇場施設改修・管理運営計画、この中で3段階の整備という説明をさせていただきました。今回の分はフェーズ1の見学ができるような施設というところの条例だと考えております。今、質問議員のおっしゃりました、将来に向かって、フェーズ3の多機能な利用ができる施設となった場合には、第2段階もそうなんですけれども、その際、条例改正が必要かと考えております。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 10:52

再開 11:05

委員会を再開いたします。

○藤間委員

先ほど石川委員の質問に料金の話がございましたが、改めて、非営利と営利、こちらはどうかというふうに区分されるか、ご説明のほどお願いします。

○文化課長

まず、非営利の利用についてでございますけれども、定義といたしまして、非営利利用とは、主に社会的、教育的、文化的な目的、または地域コミュニティの利益のために施設を使用すること。この場合、活動を通じて直接的な金銭的利益を得ることが目的ではない利用というのを非営利利用といたしております。

また、営利利用につきましては、サービスの提供に金銭的な対価を伴う活動、この場合、施設の利用が直接的な経済的利益を生み出す目的で行われる活動というふうに考えております。

○藤間委員

おっしゃるとおり、非営利のほうはやっぱり安く使っていただく、営利目的のほうについては少し相場どおり頂くところで、非常に合理的な判断かと思えます。

一つご質問というか意見に近いんですが、今のところ嘉徳劇場の運営に関して、直轄でやるのか、あるいは委託管理でやるのか、委託管理でやるにしてもいろいろな売上げをどう記録するかという様々なところがあると思うんですけども、そこが決まった際にやはり改めて料金の

ほうは再検討が必要だと思っております、例えば、今、おっしゃっていただいた、この営利の金額、実はこれは市のほうで決めなくてもいいんじゃないかなと思っております、というのも仮に委託管理する場合に関しては、その委託管理されたところがどういう料金設定をして、あるいは、どういう広告を打って行って、例えば、料金をちょっと上げる、では上げた分いろいろな広告とかPRをしたほうが利用が増えるのであれば、それでいいと思いますし、私、これは今のところは一旦こちらで置かしていただいている中で、将来様々な運営の方向性とか検討がある中で変わっていくんじゃないかなと思っておりますが、その認識で正しいでしょうか。

○文化課長

そのとおりでございます。今後、先ほど申しました3段階の整備、第2段階、第3段階とかいう形であれば、いろいろな官民連携の形、これは整備に当たっての民間資金の活用も含めてございますけれども、その際に、いろいろなやり方というものがございます。指定管理者もそうですし、いろいろなコンセッション方式とか、そういったいろいろなことがございますので、この料金体系につきましてもそういう段階に応じて定めていく必要があるかと思っております。

○藤間委員

一点、軽く意見で、質問を譲ろうかなと思うので、今おっしゃっていただいた営利と非営利の中で、やはり目的を一番重く見ていただくのがいいかなと思っております、ちょっとした収益が生まれるとしても、例えば、市外事業者が株式会社で営利をばりばり出していくんだっていう目的でイベントする場合と、多少営利が生まれるにしても、商店街とか有志の皆様がまちを盛り上げるためにする場合でやはり趣旨が違ってくるので、今おっしゃっていただいた非営利と営利との差というのを目的の面と金銭的に2つ分けておっしゃいましたけれども、恐らく目的のほうを重く見てあげるほうが、市のためなんだろうという意見を出させていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石川委員

同僚議員のほうも言われましたけれども、目的と言われておりましたが、ここの第11条、目的外使用等の禁止という条項がありますけれども、これの目的自体がこの条例に記載されていないと、私は思うんですけども、それに関してはいかがでしょうか。

○文化課長

今回、この嘉徳劇場の設置目的でございますけれども、まず、この第1条のところで、「近代の芝居小屋建築の文化財を保護するとともに、地域振興等への活用を図る」ということを設置目的としております。これがこの目的でございます。

○石川委員

設置目的は記載がありますが、利用目的ですね。利用の目的、これが条例に記載がないんですが、そういったことはどのように設定されるのでしょうか。

それと、あと、営利・非営利の基準も、先ほど答弁された内容ですと、あいまいな設定になるのかなと思うんですが、そういった基準というのはどのように示されるのでしょうか。

○文化課長

先ほどのご質問の中での目的外使用の目的でございますけれども、これは、ちょっとすいません、先ほど私の答弁のところもちょっと間違いを犯していましたけれども、第9条のところで利用の許可がございます。当然、利用の許可の中に利用する目的というものを申請書とかいうところがございますので、許可をされた内容以外の利用という目的外ということになります。

○石川委員

許可された目的っていう、その許可される目的っていうのが、この条例の中に記載がないんです。なので、すごく広義の意味合いに利用目的が取られてしまうのではないかと。それで、「こういった目的で利用します」という許可した申請を持ってきた時点で、「この目的では許可できません」とかいう形になってしまうのではないかなと危惧される条例かなと思うんです。その点に関しては、いかがでしょうか。

○教育部長

条例の中に第10条で利用許可の制限というのがございます。一般的にこの利用許可の制限にかからないというのが大原則の中で、利用者が「何の目的にこの施設を使うんです」というふうな、申請時に利用の目的を書かれる欄というのが大体あります。その目的、申請された目的から外れた利用は駄目ですというのが、この目的外使用の禁止ということになりますので、基本的にここに書かれている利用許可の制限に引っかからなければ、市のほうとしては申請を受け付けるといった内容になります。

○石川委員

分かりました。この目的とか、あと、営利・非営利の基準っていうのが、物すごくこの条例の中では広義の意味合いに取られると思われまして。そういった規定っていうのは、どのように制定されていくのか。一々受け付けられるときに、申請される段階で、「これはちょっと違います」、「これはいいです」という協議をしないといけないようになってしまうと思うんですね。そういった点に関しては、どのようにお考えでしょうか。

○文化課長

まず、そういう決まりごとの考え方というか、整理なんですけれども、まず、この条例を定めまして、また、もう少し詳しいものというもので規則を定めます。規則の中で禁止事項等を定め、実際の管理の中では、その施設の中で内規というものを定めます。そういった形でより細かく細分化しながら、実際の管理運営に当たっていかうと思っております。

○教育部長

今の課長答弁の補足でございます。この条例の中で第20条のほうに、「この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める」というふうにあります。今、石川委員の申されている内容につきましては、規則、または要綱などを設置する中で対応のほうをしていきたいというふうに考えます。

○石川委員

柔軟性を確保したいという条例であるのかと思うんですが、でも、その透明性と公平性はどのように担保されるのかということと規則で定めるということですよ。そうすると、大変、条例としての責任が果たされているのかなと思われる条例に感じてしまいますので。

あと、市として、嘉徳劇場を文化芸術の拠点として発展させる意思がこの条例の中に見えにくい状況、見学ありきになってしまっているの、見えにくい状況なんです。なので、中長期のビジョンを明確に示していただくというために計画を出されていると思うんですが、その中長期のビジョンをこの条例の中に明確に明記していただく必要があるのではないかなと思うんですが、その辺に関してはいかがでしょうか。

○文化課長

まず、条例の在り方でございますけれども、今回、この嘉徳劇場条例の中で、特に先ほどおっしゃられました柔軟なものにするためとかいうことで、今回、条例制定はそういうふうな趣旨で考えたものではございません。まず、一般的な市の条例、設置条例がございまして、そこといろいろな項目については、条例の項目としてはこういう形で整理されたものでございます。これがまず一点でございます。

そして、先ほど申しましたけれども、嘉徳劇場の整備については、施設改修・管理運営計画というもので定めた際に、先ほど言いました3段階というふうに私のほうで説明をいたしました

たけれども、そのフェーズごとで、条例の在り方そのものが変わってこようかと思っております。施設の目的そのものが変わってまいります。最初に申しましたように、第1段階としては文化財としての見学できるような施設、第2段階が多目的施設としての施設の貸出しができるようにするというのが第2段階、こちらになれば、施設の使用というところがメインになるかと思っております。第3段階としては、いろいろな劇場としての利用、多機能な利用ができるようにするということとなりますので、第1段階の文化財として見学を目的とする施設というのと、もう明らかに施設の特性が変わってこようかと思っております。その段階に応じて条例も整備する必要があると思っております、今回の条例の文化財として見学ができるような施設としての条例の中に、将来の形の条例を組み込むことはちょっと適さないのではないかと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

今、石川委員のほうからビジョンがあったほうがいいんじゃないかっていう話と、あとは営利と非営利、ちょっとどっちか分からないと困るよねという2点お話があったかと思うんですけど、後者の営利か非営利のガイドラインに関してはちょっとご質問というか提案があつて、現実問題、この嘉穂劇場の運用に関しては、一番上に条例があつて、次に規則があると。ここまでが議会の通すものですね。それとは別に、もう一個下に、いわゆる行政の内規とか内部文書といいますか、実際、ガイドラインを使って、それは議会を通るものではないけれども皆様がお仕事をする際に、こういうふうやっていこうというガイドラインをつくと。条例、規則、内規という実際、3段階でやっていくというふうに理解をしております。今おっしゃっていただいた営利か非営利かっていうときに、条例と規則よりももっと詳細なものを実際業務上つくられると思うので、例えば、そういったものの一部なりをホームページで公開するのですとか、ちょっとそういった形で、利用者が混乱しないような運用というところというのが、なかなか検討としてはあり得るのかなと思ったので、ぜひご検討のほどお願いできればと思っております。2つ論点のうちのガイドラインのほうはそういうふうに思いました。これはちょっといかがか、あり得そうかなぐらいでも結構でございます、何年後かの課題なので。

○教育部長

営利・非営利の点について言いますと、先ほど委員のほうからもご要望、ご提案がありましたように、実際、営利で少し利益が出るよと、けれども地域の振興または商店街の振興、そういった部分については、考慮する部分が出てきてもいいんじゃないかというふうなご意見だったと思います。そういった部分につきまして、ある意味、ちょっとあやふやな部分になるかと思えます。そこについて、実務レベルでどのような対応をするのかという部分については、先ほど申しましたように、規則に明記できるのであればしたいと思いますけれども、なかなか、先ほど言いましたようにあやふやな部分でございます。そこは要綱なり、実務レベルで対応できるような形で考えたいと思えます。

○石川委員

その目的のことなんですけど、利用目的に関してなんですけど、利用目的を見学にとどめる利用をされたいっていう答弁をされていましたが、その目的をこの条例に記載してある必要はないかなと思うんです。利用目的として、演劇であったりとか、芝居小屋としての嘉穂劇場の利用は今のところできないということのご答弁だと思うんですけども、その見学だけ、今のところ見学施設としての利用目的ならこの施設利用ができますっていう内容を条例の中に書いてないと分からないんですよ。この使用料を見て、これで借りれるって思って、貸出しで申請に来られた方が、申請してみたら、「その利用の目的ではできません」と言われるわけなので、それでホームページに掲載をと同僚議員が言われているのかもしれない。

また、その条例を変更するっていうお話があるなら、条例にその目的を記載されていないといけないのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○文化課長

ちょっと一度、整理をさせていただきたいと思うんですけども、今回の条例については、まず、文化財として見学ができるようにする。プラス、条例第14条のところでございますけれども、一部利用ができるようにいたしております。ただし、メインとなるものは見学で、プラスアルファとして使用ができるという立てつけの条例となっております。その分と、まず、今後、嘉徳劇場がいろいろな整備がなされて、多目的で利用ができるようになったときというのは、ちょっと今回の条例とはまた――、繰り返しになりますけれども、その際は条例改正、もしくは、新たな条例を設置する必要があるかと考えております。ですので、整備が進んだ後の状態というのは、一旦ちょっと切り離して考えたいと思っております。

今回については、まず見学ができるようになる。それと、ある条件の中では使用ができますという条例ということになります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕二委員

そうしましたら、使用料の料金が出ておりますが、どういったものに使用ができるのか、どういったものはできないのか、これはどうなりますか。

○文化課長

まず、使用の私どもが想定をしているものとしたしましては、いろいろな展示会、絵であったり、書であったりとか、そういったもろもろの展示会を嘉徳劇場の中ですると。嘉徳劇場のステージも含めて、周りの所に展示するような形というのは想定いたしております。

利用ができないものとしたしましては、長時間着座――、以前の嘉徳劇場でよく使われていたような演劇とか、今のところ想定いたしておりますのは、1時間以上着座をした状態で演劇であったり、講演をするというような形のものとは適さないというふうに考えております。

○田中裕二委員

そういう1時間以上着座して、例えば、芝居であったり、演奏会であったり、そういう方たちが利用したいと申込みをしたときには、お断りをするということですね。

○文化課長

お断りをさせていただきます。

○田中裕二委員

そして、第14条に利用料は前納であると、前払いというふうに明記されておりますが、これはいつまでにお支払いをしていただくのか。そしてまた、キャンセルをする場合、いつまでだったら、いつ以降だったらキャンセル料が発生するのか。それとも、キャンセルする場合は全てキャンセル料が要するのか、この点はどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○文化課長

今、ご質問のありました、いつまでに前納しなければならないか、また、還付が、どういう形でキャンセル料が発生するのかというご質問だったかと思っておりますけれども、その分については、今、規則を定める協議を行っております。その中で、何日までというような形で示していきたいと思っております。

○田中裕二委員

キャンセル料の件もその時に定めるということですか。

○文化課長

規則の中で定めたいと思っております。

○田中裕二委員

そういうことを定めていなくて、スタートしていいんでしょうか。

申込みに来られたときに、いつまでに払わないといけないということも決めていらっしゃる。いつまでに決めるのかの問題もあるんでしょうけど、これは、実際、今年10月からスタートするんですよね。それまでには決めておかないと、どうしようもできないかと思うんですが、それまでに決められるということですか。お尋ねします。

○文化課長

早々に決めたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

田中裕二委員のご質問で私も気になる点があってもう少しお伺いしたいんですけども、展示会とかで使うという話でしたが、これっていうのは、いわゆる美術展とか、いわゆる図書館とかでやっているようなイメージ、何か割と固いものをイメージするのか、それとも別に、民間の方が漫画展しますとか、そういうもちろん著作権上の問題がクリアされてる大前提ですが、比較的民間の方が何でもやっていいよって話なのか、どんなイメージをすればいいんですか。

○文化課長

真面目とか真面目でないとか、そういうことの線引きは全然考えておりませんが、使用するに当たっての特に線引きというものについては想定いたしておりません。

○教育部長

ご質問の件についていえば、いわゆる第10条で、今回、ご提案差し上げていただいています利用許可の制限、基本的にはこちらのほうに抵触するかしらないのかというところが大きな前提の枠組みになります。その中で個別に審査させていただいて、基本、あまりここに該当するような申請はないと思うんですけども、これはというのがあった場合には、その事情をやくやく説明し、また、相手方の真意、意図を酌み取った上、お聞きした上で、対応のほうをしていきたいと思っております。

○藤間委員

私自身の質問なんですけども、嘉穂劇場をオープンさせていくに当たって、当然、税金が入っているので、たくさんの人に来ていただきたいなと思いつつも、どういうふうにするか、もちろん嘉穂劇場施設改修・管理運営計画にホームページとかSNSを使っていろいろなPR案を書いていらっしゃると思うんですけども、直近のオープンに向かって、人をより多く来てもらうためにどういった取組をされるか、ちょっと計画とか戦略があれば、お聞かせいただければと思います。

○文化課長

まず、多くの方に来ていただきたいということがまず第一でございます。その際に、まず1点が、市内の小中学生、こちらにまず嘉穂劇場を一度は訪れていただきたいと思っております。ふるさとの歴史であったりとか、そういうものを知るきっかけといたしましても、多分、今まで来られたことがない人がほとんどだと思いますので、一度は訪れていただきたい。この辺については、学校のほうと、今後、協議を進めてまいりたいと思っております。

2点目が、市外の方に来ていただきたい。これについては観光面になりますけれども、今、いろいろな旅行会社等々と旧伊藤伝右衛門邸とパッケージにしたような形で誘客を今後進めていきたいということで、今、商工観光課はじめ関係部署と協議を行っております。

それともう一点でございます、今回、嘉穂劇場の開場に当たって。地域の方に愛していただくというか、親しみを持っていただきたいというふうに、今回、開場に当たって考えております。これについては、地域の方のいろいろな祭りであったりとか、いろいろなことでも嘉穂劇

場が使えないのかなと、そういうふうを考えて、今後、運営に当たっていきたいというふうを考えております。

○藤間委員

私から2点ございまして、1点目に関しては、様々なPR、今も飯塚市、関係団体を含めてやっていらっしゃるかと思うんですけども、中には、公的施設のPRのInstagramが、「今日の朝、川辺を散歩しました。」みたいな、お年寄りの日記みたいになっているものもありますので、くれぐれも今回に関してはちゃんとできる人をアサインいただければありがたいなと思っております。重々、ほかの議会でも申し上げておりますが、飯塚市が予算を支出して、PRしているInstagramを見ると、「今日の朝の遠賀川、人がいませんでした。涼しい。」みたいな、日記みたいな投稿がされていて、「10いいね」とかあるので、そこはできる人がちゃんといますので、そこは確実にやっていただけるんじゃないかと信じています。1点目でございます。

2点目に関しては、ぜひ今回、所管の部署として——。所管の部署をお伺いいたします、この嘉徳劇場の。

○文化課長

所管は文化課でございます。

○教育部長

教育部の文化課ということになります。

○藤間委員

教育部の一つの特徴として、ほかの課、いわゆる首長部局との連携が非常に苦手であるというのは、私の意見ではなくて、これはもう内閣府のホームページに書いている話でして、最近の様々な組織変更の中で、図書館ですとかそういった教育施設っていうのを文化課以外のところに移すっていうのが増えています。この趣旨というのは、行財政改革の一環として、必ずしもその教育施設っていうのを教育の所管にせず、首長部局に移すっていうことが可能である——。これはたしか、令和元年ぐらいの改正だと思うんですけども、そういった選択肢もございますので、今回の嘉徳劇場に関して、ほかの課に所管を移すべきって話じゃないんですけども、しっかりと連携しつつやっていただければと思っております。

正確に申し上げますと、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」という長ったらしいものが令和元年6月7日に出ておりまして、趣旨としては、嘉徳劇場ですとか、図書館とか、こういった文化施設に関しては、元々は本当に教育目的のみ、子どもたちに本を読んでもらうみたいな所だったものが、最近では、今おっしゃっていただいたように教育という目的と、市外の方に来ていただくみたいな、従来の教育施設以外の機能も出ておりますので、少なくともほかの課との連携をしていただければという意見をもって、ご質問を終わらせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○石川委員

私はちょっとこの議案に反対の立場で討論いたします。「嘉徳劇場条例」は市民共有の文化財の利用基準を定める重要な条例だと認識しております。しかし、この現状の案では、利用目的の原則であったり、営利・非営利の定義であったり、利用料の基本区分、あと貸館優先順位ですとか、市民の利用機会に直結する重要事項が一切明確に記載がないことがとても問題と感じています。このままでは賛成することがやはり難しい。

これらの点について、条例に最低限の原則を明記する方向で修正が検討されるのであれば賛

成できると考えたんですけども、もう討論の段階なので、反対として討論させていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○藤間委員

賛成討論ではあるんですが、2点の留保をもって賛成とさせていただきます。

1点目に関しては、今回、嘉穂劇場が新しくオープンするに当たって、様々な費用等がかかります。これまでであれば、財政が豊かな状況であれば、市の施設として、基本的に税金をどこどこか投入して、維持していくという時代はもう終わりに来ているというのはご認識のとおりだと思います。民間の力を借りながら、税金としては最小限の面でやっていく、ここについてはまず皆さんと同じ認識だと思っております。その上で私が申し上げたいのは、料金ですとか、利用目的に関しては、今、お話をお伺いしていると、こちらの料金とか目的の決め方に関して、公民館とか、図書館とか、そういったものと似たような感覚で捉えていらっしゃるんじゃないかなと思っております。こちらはもちろんそういう面もありますが、ある意味では、できる限り公費を抑えて運営するにあたって、これは商業施設としての面も持つことになるかと思っております。

すなわち、先ほど申し上げたように、営利目的に関しては、できる限り安全性を保った上で大きな売上げを上げていただく。そのためには、これは料金設定が、例えば、半分にしてお客さんが3倍来ればそれでいいかもしれませんし、逆に、2倍に上げて広告料を増やして人が来ればいいのかもしれないし、そういった形で、あらかじめ皆様がかちっと決めるのではなくて、民間の経営感覚のある方が運営するのであれば、その方が最大限、民間の力を生かせるような料金設定にするために、恐らく条例とか規則で一定定めるかと思っておりますが、そういった新しく運営する人の要望に従いながら柔軟に変更できるような余地を残していただきたいというのが1点目でございます。

もう少し補足しますと、こういった、ある意味、箱貸しというサービスとして考えると、重要なものというのは立地と料金になります。もう立地は移せないの、料金をいかに設定するかというのが経営上すごく大事なものになりますので、そこはもう皆さんがこれで決めたからこれでやってくださいではなくて、民間経営の感覚を取り入れる中で、どういう料金体系にするかというのを委託する方と話し合っていたかというのが前提条件だと思っております。

2点目に関しては、これは細かいんですけども、先ほど委員会でも議論になりました、営利目的が非営利目的かどっちなのかなあと行って行ったら、「違いますよ」と言われると、悲しい気持ちになったりしますので、先ほど申し上げた、条例に関しては議会の承認が必要なので、なかなか固定された文言になりますが、先ほどおっしゃっていただいたその実務上のガイドラインをつくるという話がございました。正直、ご答弁を頂けなかったかなと思ひまして、ガイドラインをつくるというのは当たり前の話で、ご答弁ではなくて、私が申し上げたのは、そういう実務上のガイドラインもウェブに上がっていると、市民にとって便利かなというところがございますので、ガイドラインは、当然、つくるので、ご答弁を頂かなくても結構でございますが、つくったガイドラインのうちの一定の部分を分かりやすいようにウェブ等で公開いただければ、市民の方が、非営利かなあと行って行ったら、営利って言われて、料金がなくて悲しい思いをするというケースが減るので、ぜひともガイドラインの一部なりを市民の方が混乱しないように公開していただければいいのかなと思っております。

この2点のご意見を伝えた上で、案件としては賛成の意を示させていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第54号 嘉穂劇場条例」について、

原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、「議案第55号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明及びさきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○保育課長

「議案第55号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。議案書の109ページをお願いいたします。児童福祉法第34条の15の規定に基づき、公立保育所・こども園において乳児等通園支援事業を実施するため、「飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例」の一部を改正するものでございます。

条例改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたします。議案書110ページから111ページをお願いいたします。第8条の次に、第9条として、公立園で乳児等通園支援事業を実施すること及び利用料について追加するとともに、以後、条を繰り下げるものでございます。

なお、公布の日は令和8年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが補足説明を終わります。

併せて、3月5日、本会議での本議案の議案質疑の中で審査要望として「保育施設において0歳児の入所定員に満たない事情が保育士不足によるものであれば、この制度によらず、これまでの制度を十分に生かして対応すべき」という質疑がありましたので、回答いたします。

ご指摘がありました0歳児の入所に関して定員に満たない保育施設はございますが、定員に対する保育士の配置不足ということではなく、配慮を必要とするこどもさんの対応など、保育の質を高めるため、定員を満たさない状況であると捉えております。

また、この乳児等通園支援事業は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て世帯に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず、保育施設を利用できる事業となっており、対象は保育園等を利用していないお子様であり、保育要件により入所が決定される従前の制度とは異なる事業であることから、これまでの制度を十分に生かして対応するという事はできないものと考えております。

以上、審査要望に対する回答を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第55号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第56号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○介護保険課長

「議案第56号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をい

たします。議案書の112ページをお願いいたします。本議案につきましては、令和7年度税制改正において給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に10万円引き上げられたことに伴い、一部の第1号被保険者の段階の移動が生じ、第9期介護保険事業計画中の保険料収入が減少する可能性を受け、保険料収入への影響を可能な限り防ぐ観点から、介護保険法施行令の一部を改正する政令及び介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令が公布されたため、関係規定を整備し、本案を提案するものです。

主な改正内容といたしましては、附則第22項から第26項を新設し、第1号保険料の標準段階を判定する際に、令和7年度税制改正見直しの影響により、第1号保険料の標準段階が変わり得る第1号被保険者については、税制改正前の控除額と同様の判定となるよう、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する市町村民税世帯非課税者及び市町村民税が課されていない者の基準の特例を設けるものです。

113ページから120ページの新旧対照表は各段階での給与収入の額に応じた規定の追加分を整理したものです。

この改正する条例につきましては、令和8年4月1日より施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、「議案第56号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」についての補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第56号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第57号 飯塚市筑穂トレーニングルーム条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「議案第57号 飯塚市筑穂トレーニングルーム条例」について補足説明いたします。議案書の121ページをお願いいたします。本条例案は、現筑穂保健福祉総合センター東棟のトレーニング室を筑穂庁舎4階へ機能移転することによる筑穂トレーニングルームの新設に伴い、施設の設置目的及び使用料等について規定するものです。

筑穂トレーニングルームにつきましては、現筑穂保健福祉総合センターの老朽化に伴い、東棟のトレーニング室を筑穂庁舎4階へ機能移転し、管理運営を行うもので、令和9年3月からの運営を目指しております。今回、新設する筑穂トレーニングルームの運営及び施行に必要な設置目的から利用時間及び休館日、使用料等について条例案を作成しております。

なお、施行は令和9年3月1日としております。

以上、簡単ではございますが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○吉松委員

今回の筑穂トレーニングルーム新設に伴う条例の制定ということですが、そもそもといいますか、このトレーニングルームの移転・新設に至るまでの経緯、これについて説明願います。

○社会・障がい者福祉課長

経緯につきましては、現在、トレーニングルームがあります筑穂保健福祉総合センターは特

殊な設計による建築物で、建築当初から雨漏りが発生し、その都度、施工者によるメンテナンスが行われてきた経過があります。また、本市と施工者との協議により、平成21年3月から4月にかけて、雨漏りの原因調査と大規模な補修が行われたものの、その後も雨漏りを繰り返している状況であることから、施設の機能移転による課題解決に向けて、施設を管理運営する飯塚市社会福祉協議会とも協議を重ね、筑穂庁舎の空きスペースを活用したトレーニングルームの移転・新設の計画に至ったものです。

なお、同センターに置かれている飯塚市社会福祉協議会筑穂支所についても、筑穂庁舎の空きスペースに移転する計画としておりまして、引き続き、市と連携しながら、地域福祉の充実を図っていただきたいと考えているところでございます。

○吉松委員

それでは、トレーニングルームの整備のスケジュールはどのようになっていますか。

○社会・障がい者福祉課長

令和8年6月下旬から令和9年1月にかけて、筑穂庁舎4階の照明LED化、それから空調設備改修及びトレーニングルームの工事を並行して実施する予定としております。その後、トレーニング機器やロッカーなどの備品を2月中に設置した上で、3月1日にオープンする予定としております。

○吉松委員

現在、筑穂保健福祉総合センターにある運動器具は非常に古い物ばかりなんですけれども、今回の移転・新設で運動器具というものはどのように考えていますか。

○社会・障がい者福祉課長

現在の運動機器は一部更新された物はあるものの、議員ご指摘のとおり、ほとんどの運動機器は耐用年数を既に経過しているため、一部の新しい機器を除き、施設の移転に合わせて更新する予定としております。

○吉松委員

現在あるトレーニングルームから筑穂支所というのは近くではありますが、移転することによって変わりはないので、その点についての周知、これはどのように考えていますか。

○社会・障がい者福祉課長

市民の皆様への周知としましては、市報、公式ホームページ、公式SNSに掲載するとともに、利用者の皆様には施設内や受付窓口でのお知らせチラシの掲示や戸別配付などにより、丁寧に周知を図っていきたいと考えております。

○吉松委員

それについて、やはり周知は徹底してやっていただきたいんですけど、やっぱり駐車場のこととか、受付のこととか、使用料のこととか、この際、それもしっかりと周知していただきたいと思えますし、移転に対するメリットもあるはずなんですよね。それも織り込みながら周知をしていただきたいと思えます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○藤間委員

賛成討論で、とても賛成でございまして、せっかくこういった前向きな予算を使えるところでもありますので。どういった器具を置いたらどういった方が来ていただけるのかっていうのを踏まえて、いろいろ器具を選んでいただければと思っています。

例えば、フリーウェイトを置くとすごくマッチョな方が来やすくなるですとか、ランニングマシンをいっぱい置くと高齢者の方が来やすくなるですとか、ピラティスマシンを置くと

20代・30代女性の方が多くですか、そういう利用者の顔を想像しながら造っていただければと思っております。

今おっしゃったのは、出来上がった物を恐らくSNSで流したり、ホームページに載せたり、あるいは雑誌等に、フリーペーパー等に「これができました」と言うかと思うんですけども、実は、これは順番を逆に考えていただきたくて、どういう紙面の紹介のされ方、どういうSNSの載り方をすれば人が来ていただけるだろうかっていう形で。予算ありきで業者から見積りがあった物をこれであってというよりは、どういった物がどういう形で紹介されれば人が来ていただけるだろうかっていう、そういった逆の思想も大事ですので、ぜひ、筑豊及び飯塚の方々が、行きたいな、素敵だなと思うものを造っていただければありがたいと思います。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第56号 議案第57号 飯塚市筑穂トレーニングルーム条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。暫時休憩いたします。

休憩 12:02

再開 12:58

委員会を再開いたします。

次に、「閉会中の特別付託事件について」を議題といたします。

お諮りいたします。本委員会として、「困難を抱える子どもやその家族に対する支援について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「困難を抱える子どもやその家族に対する支援について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。なお、本件については、会議規則第105条の規定に基づき、議長に申出をいたしますので、ご了承願います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、3件について、報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について」、報告を求めます。

○介護保険課長

「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について」ご報告いたします。

資料1をお願いいたします。まず、「1 策定趣旨」でございますが、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように、高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の総合的な推進を図るため、高齢者保健福祉計画（認知症施策推進基本計画を含む）及び介護保険事業計画を一体的に策定するものでございます。

「2 計画期間」につきましては、令和9年度から令和11年度までの3か年計画となっております。

「3 策定の方法」につきましては、（1）高齢者実態調査を実施し、高齢者の実態と課題把握に努め、計画策定の基礎資料といたします。その他、（2）介護保険給付実績分析、基礎データ収集整理及び課題分析を行います。その後、（3）高齢者実態調査や介護保険給付実績

の分析、基礎データの収集や課題分析、国の制度見直し、認知症施策推進基本計画の内容も踏まえて、附属機関であります、飯塚市高齢社会対策推進協議会で計画の検討、諮問・答申を受けて、計画を策定してまいります。

「4 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定スケジュール」につきましては、資料2をお願いいたします。令和7年度中に実態調査を実施し、令和8年9月委員会において、当該調査報告書の説明、その後、12月に計画案について市民への意見募集の報告後、翌年3月議会に介護保険条例の改正議案を提出し、委員会において次期計画書の報告を行う予定としております。

資料1に戻りまして、「5 高齢者実態調査」につきましては、本調査については、本年3月までに「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」、「居所変更実態調査」及び「介護人材実態調査」の4種類の高齢者実態調査を実施しております。

「①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査対象者及び調査数は、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を調査対象者とし、調査数は3千人です。

「②在宅介護実態調査」の調査対象者及び調査数は、在宅で生活をしている要介護等（要支援）認定者で、施設入所者を除く者を調査対象者とし、調査数は1500人です。

「③居所変更実態調査」につきましては、過去1年間の新規入居・退去の流れや退去の理由などを把握することで住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討することを目的としております。

「④介護人材実態調査」については、介護人材の実態を個票で把握することにより、性別、年齢別、資格の有無などの詳細な実態を把握し、介護人材の確保に向けて必要な取組等を検討することを目的としております。③④のいずれも、市内に住所を持つ介護保険事業所を調査対象としており、調査数は資料のとおりです。なお、「(3) 調査の内容」、「(4) 抽出方法」及び「(5) 調査方法」を資料に記載しておりますので、後ほどご確認ください。

以上、簡単でございますが、報告事項の説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○石川委員

1点だけ。スケジュール表の所に「議会」という会議の欄があつて、この6月の部分に議会がないんですが、これは意味があるんでしょうか。

○介護保険課長

こちらは議会のほうに報告事項がある場合に記載しておりまして、6月がちょうどその部分がなくて、今、実態調査を行っております。5月に委託業者のほうから報告が参りますので、6月議会はちょっと難しいのではないかとこのところ、9月議会の報告とさせていただいております。

○委員長

他に質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「生活保護基準訴訟の最高裁判所判決を踏まえた国の対応について」、報告を求めます。

○生活支援課長

「生活保護基準訴訟の最高裁判所判決を踏まえた対応について」ご報告させていただきます。本件は、令和7年3月5日開催の福祉文教委員会にて報告しておりました「生活保護基準引下げ違憲処分取消し等請求事件」につきましては、現在の福岡高裁による上告審は審理中となっておりますが、令和7年6月27日に最高裁判所による統一判断が示されましたので、その概要

と、それを踏まえた国の対応について報告いたします。

この裁判は全国29都道府県で計31件の訴訟が行われたことから、大阪高等裁判所、名古屋高等裁判所での判決を最高裁判所が統一判断としたものでございます。最高裁判所による判決内容は、厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があったとして、違法であるとの判断を示しました。なお、国に対する損害賠償請求は棄却されております。

この判決を受け、厚生労働省は社会保障審議会生活保護基準部会の下に最高裁判決への対応に関する専門委員会を設置し、合計9回の専門委員会を開催して、令和7年11月18日に最高裁判決を踏まえた対応策について、報告書をまとめました。

この報告書を受け、国は11月21日に、違憲とされたデフレ調査について、当時の一般的な低所得世帯の消費実態を基に新たな水準を設定し、当時のデフレ調整の引下げ額との差額分を追加支給するとの対応方針を決定しています。追加給付につきましては、生活保護法第8条第2項の規定や第2条の規定による無差別平等原則を踏まえ、原告・原告以外を区別せず、高さ調整2.49%の水準で一律に実施することとし、原告については、これまでの訴訟の経緯を踏まえた原告との紛争の一体的解決の要請を踏まえ、高さ調整を実施しない水準となるよう、保護費に変えて、これに相当する分を予算措置の特別給付金により支給することとしました。

以上のことから、最高裁判所判決を踏まえた保護費等の追加支給を行うこととなっております。以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○田中裕二委員

私は訴訟の内容そのものが存じ上げておりませんので、ちょっと詳しく説明してもらっていいですか。

○生活支援課長

この訴訟は平成25年から平成27年の3年間にかけて、生活保護費を引き下げた内容のものでございます。生活保護基準の改定の内容でございますが、改正は激変緩和措置として、減額幅は現行の10%を最大限とするとともに、単年度ではなく3年間で段階的に行われ、平成25年8月支給分から始まり、平成27年4月で完了しております。また、当時の改定の平均減額率は平均6.5%となっており、多人数世帯、いわゆる世帯員が多い世帯や稼働年齢層である20代から50代の保護世帯が高くなるように調整されておりました。このことにつきまして生活保護を受給されている方が原告となりまして生活扶助費の引下げは違憲であるとして訴訟が行われたものでございます。

○田中裕二委員

この訴訟に対して違憲だったという判決が出たということですね。

○生活支援課長

そのとおりでございます。

○田中裕二委員

先ほど説明の中で追加支給をすると、2.49%でしたっけ、これは大体どのくらいの金額になるのでしょうか。

○生活支援課長

国が当初示しましたものによれば、1世帯当たり10万円ということでしたが、今、算定もいろいろしておりますので、私たち飯塚市は2級値の2というところの区分になりますので、そこでの算定をまたさらに進めているところでございます。

○田中裕二委員

まだ算定中ということですね。

今後、どのようなスケジュールで支給をされるのか、分かっていたら教えてください。

○生活支援課長

新年度になりまして、速やかに予算計上をさせていただきたいと考えております。そして、予算が承認されましてから速やかに対応していくということで、近隣の自治体とともに情報共有を行っておりまして、足並みをそろえた中で、特に筑穂地区などの自治体と時期を合わせて、追加支給を行いたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市児童クラブ等運営委託業務の次期受託事業者の決定について」、報告を求めます。

○学校教育課長

学校教育課からは、「飯塚市児童クラブ等運営委託業務の次期受託事業者の決定について」ご説明いたします。本件は、令和8年度から令和10年度の飯塚市児童クラブ等運営委託業務について、飯塚市児童クラブ等運営委託業務プロポーザル実施要領に基づき、次期受託事業者を決定したため、報告するものです。

次期受託事業者は、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社九州・沖縄支店。所在地は福岡市中央区大名二丁目8番22号天神偕成ビル3階でございます。

契約締結日は令和8年1月30日、履行期間は、契約締結日の翌日、令和8年1月31日から令和11年3月31日までとなっており、業務開始は令和8年4月1日からとなります。

公募のスケジュールとしては、10月17日、金曜日に募集要領を公表、10月31日、金曜日までが質問受付期間、11月7日、金曜日までを質問回答期限としておりました。その後、11月17日、月曜日までが参加表明書の提出期限、11月19日、水曜日までが企画提案書提出期限としておりました。3者より参加希望がありましたが、5者を超えないため、1次審査は行っておりません。12月2日、火曜日に2次審査として、プレゼンテーション審査を行い、12月4日、木曜日に市公式ホームページに選定結果を公表いたしました。その後、受託候補者と協議を開始し、令和8年1月30日に契約を締結しております。

今後の予定といたしましては、次期受託事業者との協議を既に開始しており、現在の受託業者との引継ぎや保護者への周知等を行い、来年度からの円滑な委託開始に向けて対応を進めていくこととしております。

以上、簡単ではございますが、「飯塚市児童クラブ等運営委託業務の次期受託事業者の決定」について説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。